每週月.水.金曜日発行

第5008号

目 次

#### 告 示

- ○指定障害児通所支援事業者の指定
- ○指定障害福祉サービス事業者の指定
- ○新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧

2

告 公

○開発行為の工事完了

3

1

## 富山県告示第379号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定 障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号 の規定により公示する。

令和4年11月14日

田 八 富山県知事新 朗

指定障害児 通所支援の	指定年月日	車業正乗早	申請者		事業所	
種類	1日足平万日	<b>ず未</b> 川笛 ケ	名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地
児童発達支援・放課後等デイサービス		1650800129	株式会社つくし工房	富山市中沖 150番地の 3		砺波市庄川 町青島 645 番地

### 富山県告示第380号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第

123号) 第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり 指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和4年11月14日

富山県知事 八 新 田 朗

指定障害福 祉サービス		事業所番号	申請者		事業所	
の種類	11日亿十万日	事未川留り	名称	主たる事務所の所在地		所在地
同行援護	令和4年11	1610200873	株式会社H	高岡市二塚	ケアタクシ	高岡市二塚
	月1日		RS	1170番地	ーりぼん	1170番地

# 富山県告示第381号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

南砺市土地改良区から申請のあった大鋸屋地区の新規土地改良事業施行について は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8 条第1項の規定により、令和4年11月7日適当と決定したので、同条第6項の規定 により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年11月14日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 縦覧に供すべき書類 土地改良事業計画書の写し 定款の写し
- 2 縦覧の期間 令和4年11月14日から 令和4年12月13日まで
- 3 縦覧の場所 南砺市役所

**VVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVV** 

開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条第1項の規定により許可した開発行 為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年11月14日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に	公 共	施設	開発許可を	受けた者
含まれる地域の名称	位置·区域	種 類	住所	氏 名
滑川市北野142番、143番 1、143番2及び563番の 一部	同左	道	富山市水橋辻ヶ堂1275 番地の19	有限会社佐々木

令和4年11月14日印刷発行

発 行 富

山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号 電話富山 076—444—3153番